

衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第六区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第六区において、候補者届出政党及び候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第六区選挙長 坂 下 宗 生

一 候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えると
き及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときの
くじは、広島県庁において令和八年二月六日午前九時に行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届
出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、広島県庁において令和八年二月十
日午前九時に行う。